

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月1日(金)午後1時30分から午後2時18分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 43(名)

会長 7番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1番	井上 惣一	2番	大島 博雅
3番	大塚 武司	4番	加賀山 洋介
5番	門脇 忠男	6番	鎌田 吉太郎
		8番	酒井 栄治
9番	末光 亨	10番	清家 儀三郎
11番	高木 伯志	12番	武内 英二
13番	谷本 宏明	14番	中尾 美千代
15番	兵頭 立士	16番	堀田 善春
17番	松浦 良規	18番	宮河 宣仁
19番	山口 一光	20番	山本 一也
21番	若藤 寿治	22番	早稻田 由孝
		24番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	石城戸 豊治
3番	井上 和久	4番	上谷 一郎
5番	氏原 邦弘	6番	岡山 正喜
		8番	木村 寛
9番	河野 順子	10番	河野 秀雄
11番	佐々木 新仁	12番	上甲 一博
13番	白井 照良	14番	躰長 大
15番	竹葉 直正	16番	土居 喜三郎
17番	西村 守	18番	船田 満志
		20番	森崎 正
21番	薬師寺 悦子		

4. 欠席委員(0名)

農業委員

最適化推進委員	7番	梶原 茂夫	19番	松本 武雄
	22番	山田 悌示	23番	渡邊 鉄雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

12番	武内 英二	13番	谷本 宏明
-----	-------	-----	-------

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第3号	諸証明について
報告第4号	農地転用確認交付申請書について
報告第5号	農地法第4条・5条許可について (令和6年1月16日～令和6年2月15日までの事務局処理事案)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第5号	宇和島市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の策定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	主事	入川 大希
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課長	岩見 藤三郎
------	--------

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員24名、農地利用最適化推進委員19名であります。
定足数に達しておりますので、只今より令和6年3月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、梶原委員、松本委員、山田委員、渡邊鉄雄委員が所用のため欠席です。また、森崎委員が少し遅れると連絡が入っています。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に高木委員、武内委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第5号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(報告第1号から第5号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認でございますが、まず、番号117番、こちらの方が、申請者の都合により申請取り下げとなっております。斜線等

で抹消していただけたらと思います。よって、今月は15件の申請となっております。申請の詳細、担当委員につきましては議案書4ページから5ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《宮河委員》

115番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため耕作ができないということで、耕作している人を探していましたが、熱心に農業をされている◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまり、所有権を移転するということです。何ら問題ありません。以上です。

《井上和久委員》

失礼いたします。116番についてご説明申し上げます。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんの農地が隣接をしております、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇もございましてなかなか管理ができんということで、◇◇◇◇さんも◇◇◇◇まして、農地の拡大を図っている状態でございます。お2人の意思が合致いたしまして、このたび所有権移転ということになりました。先程申しましたように、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇でございますが、◇◇◇◇まして熱心にされておりますので、何ら問題ございません。

《白井委員》

118番、119番のご説明をいたします。◇◇◇◇してます◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんにつきましては、◇◇◇◇ということで耕作をしてくれる人を探しておりましたが、熱心に農業されている◇◇◇◇さんが耕作をするということで話がまとまりまして、所有権移転するということです。何ら問題はございません。以上です。

《石城戸委員》

120番についてご説明いたします。◇◇◇◇により、◇◇◇◇さんに依頼があり、合意に至りました。何ら問題ありません。

《和田委員》

121番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で熱心に、今までも◇◇◇◇で農家をお手伝いして、農業に興味を持って、頑張っていていきたいなど思っているとっておられました。何も問題ないと思います。

《高木委員》

122番について報告いたします。◇◇◇◇でちょっとようやれないということで◇◇◇◇さんが代わりにということになっております。真面目な方なので、別に問題はないと思います。

《竹葉委員》

123番について説明します。◇◇◇◇さんは、耕作不便であるため農地を処分したいと思っていたところ、経営拡大を図りたい◇◇◇◇さんが、所有権を移転して耕作することになりました。◇◇◇◇さんは、会社退職後熱心に農業に取り組まれており、問題ありません。なお本事案は、農地の贈与の契約になることから、基盤法ではなく3条での許可申請になっております。以上です。

《河野秀雄委員》

失礼します。124番について説明をいたします。◇◇◇◇さんが◇◇◇◇のため◇◇◇◇君に依頼をしたところ、◇◇◇◇なので、◇◇◇◇さんも耕作しやすいということで所有権も移転して、何ら問題ありません。

《小清水委員》

125番から127番について説明します。125番の◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さん、◇◇◇◇にございまして、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇ということで◇◇◇◇さんがその土地に当たるということになりました。127番につきましては、この1,552㎡、報告第2号にございましてこれまで◇◇◇◇さんから◇◇◇◇君が貸借で耕作しておったわけですが。今回、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇ということで、農家をやるということで、◇◇◇◇君が作っていた土地を◇◇◇◇君が作るということになりました。126番につきましては、この5,569㎡のうちの4,433㎡を◇◇◇◇君が貸借をしていたようになっておりましたが、今回、◇◇◇◇君がメインで作るということになりました。それと◇◇◇◇さんが作っていた土地、合わせまして5569㎡全てを◇◇◇◇君が作るということになりました。

◇◇◇◇さんはもう農業の方辞めたいということで、全てを◇◇◇◇に譲るということになりました。◇◇◇◇君がこれまでやっておりましたが、◇◇◇◇人君も◇◇◇◇、農業関係のこともやっておりますので問題ない、というふうに理解しております。以上です。

《上谷委員》

128番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で、経営継承による使用貸借権の設定になります。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇され、本格的に農業に打ち込まれるということで、何ら問題ないと思います。

《加賀山委員》

129番について説明します。担当委員の渡邊鉄雄さんが所用のため、代わって発

表します。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。130番について説明します。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で耕作に不便であるということで、近くで熱心に耕作をされておられる◇◇◇◇さんが耕作をするということで話がまとまり、所有権を移転することになったものです。問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書6ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、今月は店舗・物置が1件、資材置場・駐車場が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。7ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

9番について説明いたします。申請地に◇◇◇◇さんが◇◇◇◇したい、という申請であります。この案件については2月26日に会長をはじめ、関係者にて現地調査を行っております。また、申請地は既に店舗が建っておりますので、違反転用になります。始末書も提出されており、問題ないと思います。

《中尾委員》

10番についてご説明いたします。この事案は始末書も提出されており、これからの区画整理、隣接する河川にも影響はないと思われます。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

《井上和久委員》

どうでもいいと言えばどうでもいいのですが、9番は、これは建て替えをされるということなんですかね。◇◇◇◇さん、私もよく利用するんですけど。

《入川主事》

転用担当の入川です。こちらについては、違反転用になっている状況を是正するための追認許可の申請ということで、特に改装等は考えてないと聞いております。

《井上和久委員》

はい。わかりました。ありがとうございました。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題とい

たします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書8ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月は太陽光発電設置用地が1件、倉庫用敷地が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。9ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《竹葉委員》

27番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇が譲り受けて、太陽光発電パネルを設置するという申請です。この件につきましては2月26日に会長をはじめ、関係者にて現地調査を行っています。

なお太陽光発電に伴う条例の許認可も懸念なく、また、この農地を転用することによる周辺の影響もないと思います。

続きまして、28番について説明します。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん共有の農地を、◇◇◇◇さんが譲り受けて、自社の建築資材、また重機置き場などにしたいとの申請です。この件に関しては2月26日に会長をはじめ、関係者にて現地調査を行っています。この農地を転用することによる周囲の被害はなく、問題ないと思います。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

《井上和久委員》

失礼いたします。28番の航空写真を見るとですね、緑の中に屋根のようなものが見えるんですが、これは建物なんですかね。間違いでしょうか。もし倉庫なり、住宅が建つていとなると、始末書の方を出していただかかないといけないんじゃないでしょうか。

《 会 長 》

事務局お願いします。

《入川主事》

はい。こちら、建物が建っている方は黄色い枠で。すみません、ちょっと一体利用地というのを示しているの忘れてしまっているんですけども、家が建っているのは一体利用地で、宅地になっているところです。

《井上和久委員》

すみません。勘違いいたしました。失礼しました。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

他に、意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書10ページをご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。公告予定年月日は、令和6年3月8日となっております。

1ページめくっていただきまして、11ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規11件28,893.00㎡、更新19件57,089.00㎡、計30件85,982.00㎡となっております。所有権の移転につきましては、吉田地区で1件337.00㎡、三間地区で2件3,284.00㎡、計4件3,621.00㎡となっております。今月の利用権設定、所有権移転の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《早稲田委員》

241番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが15年ほど耕作してまして、その更新、5年間の更新ということで申請が出ております。設定を受ける◇◇◇◇さんは元気に◇◇◇◇を行っております。これからも栽培を続けるということなので、何ら問題はないと思われます。以上です。

《河野秀雄委員》

はい、失礼します。242番について説明をいたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇さんの土地を借り受けて耕作をしておりましたが、更新ということで、何ら問題はありません。243番の◇◇◇◇さんについても、今まで耕作をしていた所を新たに更新ということなので何ら問題もありません。

《小清水委員》

244番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇でありまして、◇◇◇◇さんでございますが、◇◇◇◇でございます。後継者もおらんということで、◇◇◇◇さんが立派に耕作をしております。若くてバリバリやっておられますし、更新でございますし、何ら問題はないと思っております。

続きまして245番でございますが、◇◇◇◇さん。◇◇◇◇では◇◇◇◇を持っておるわけでございますが、◇◇◇◇ということもございまして、◇◇◇◇さんの所へ委託するということになりました。契約は5年の新規契約でございます。◇◇◇◇につきましても、何ら問題ないと、十分な実績と経験があるということでございます。

《若藤委員》

246番について説明をします。更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおり、今までどおり耕作ということで、何ら問題はございません。

《清家委員》

はい、失礼します。247番についてご説明いたします。これも5年間の更新ということで、◇◇◇◇さんが今までどおり◇◇◇◇ということで、何ら問題はないと考えております。

《宮河委員》

248番について説明いたします。利用権設定する◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため、耕作が難しいということで耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作するとい

うことで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

続いて249番について説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんは、これまで◇◇◇◇さんが耕作されてきました。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇さんが◇◇◇◇のため、耕作が難しいということで耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作するということがまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、何ら問題ありません。以上です。

《酒井委員》

250番について説明いたします。250番については更新でありまして、利用権設定を受ける◇◇◇◇さんはこれまでも熱心に農業を続けられており、何ら問題ないと考えられます。以上です。

《竹葉委員》

それでは、251番について説明します。251番は更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは◇◇◇◇ですが、◇◇◇◇はなく引き続き耕作されるということで、問題ないと思います。

252番について説明します。252番は3年間の更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは◇◇◇◇ですが、◇◇◇◇とのことで、また気持ちも前向きです。引き続き耕作されることを確認しており、問題ないと思います。

253番について説明します。253番は更新です。設定を受ける◇◇◇◇は◇◇◇◇であり、全く問題ありません。以上です。

《高木委員》

254番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため、もう全然農業はやらないということで、◇◇◇◇君が代わりに作るということで、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇でして、熱心に広大に今やられていますので、何ら問題はないと思います。

255番について説明します。これは更新でして、ここも◇◇◇◇さんが◇◇◇◇のためようやらないということで、今までどおり◇◇◇◇さんが、◇◇◇◇さんが作るということで、これも問題ないと思われま。

256番について、これも更新でして、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で、いろいろ徐々に手を広げられていまして、真面目にやられていますので、問題はないと思われま。

257番について説明します。◇◇◇◇さんが、◇◇◇◇のためようやらないということで、◇◇◇◇さんをお願いして作るということになっています。◇◇◇◇君も今、真面目に農業を一生懸命やられているので、何ら問題はないと思われま。

《岡山委員》

258番について説明いたします。これ、新規になっているんですが、◇◇◇◇さんの◇◇◇◇を◇◇◇◇君、前までは◇◇◇◇さんがやられていたんですが、もう◇◇◇◇のため、◇◇◇◇君が後を引き継いでやるということで、何も問題ないと思

ます。

259番について説明いたします。こちらも新規になっているんですが、というか更新と同じで、◇◇◇◇さんがちょっとやりよったんやけど、この◇◇◇◇さんがまたやるようになったので、これも問題ないと思います。

《兵頭委員》

260番についてご報告いたします。◇◇◇◇さん◇◇◇◇になって◇◇◇◇さんが◇◇◇◇されておりますが耕作困難ということで、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇ですが熱心な方なので、その方に引き続き更新という形でございます。

《上甲委員》

261番、262番について説明いたします。いずれも更新でございますが、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇でございますけども、◇◇◇◇に熱心に取り組んでおられます。更新されることに問題はないと思います。

《堀田委員》

はい、263番、264番は更新でございます。◇◇◇◇さんも、それから◇◇◇◇さんも熱心に農業されておりますので、何ら問題ないと思います。

次、開けていただきますと、265番は新規でございます。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇でございます、◇◇◇◇が農業されておったわけですがけれども、◇◇◇◇ということで耕作できないということで、耕作者を探しておられたところ、◇◇◇◇さんが耕作をするということで。◇◇◇◇さんは熱心に農業されておりますので、何ら問題ないと思います。

《松浦委員》

266番について説明をします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇ます。◇◇◇◇さんも◇◇◇◇ということで、以前から◇◇◇◇さんに耕作を頼んでおられます。更新ですので、◇◇◇◇さんも熱心に農業されておりますので、特に問題はないと思います。以上です。

《和田委員》

267番、268番、269番の説明をいたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため、◇◇◇◇に耕作を依頼されました。何ら問題ないと思います。

《西村委員》

270番について説明いたします。借受人の◇◇◇◇さんは◇◇◇◇おりますけども更新であり、現在も元気になっておりますので何も問題ないと思われま。

これ最後ですのでちょっと聞いた意見がございますんで、よろしいでしょうか。今回ですね、◇◇◇◇歳ということで。先月ですか、職員の方に◇◇◇◇か、というこ

とで聞かれまして。現状を見ても大丈夫ですよ、ということなんですが。今回の総会に、この資料開けてみると、期間が10年ということで、◇◇◇◇になって大丈夫とは言えませんし、まして本人も分からない、と。誰も分からないと思うわけですが。そういった中で、私も個人的に知った仲ですので、例えば5年ぐらいにしてまた様子見という感じで、ということも言えるわけで、と考えたんですが。

あと、この後にありますですね、この農地等の利用最適化の推進。ちょっと読んでいろいろ考えまして。これはもう、耕作者のことは関係ないなど。耕作者は◇◇◇◇仕方がない。農地の維持が中心ですので、今後、◇◇◇◇でありどうのこうのはもう、亡くなった時にまた家族が作るなり、戻すなり、第三者にやるなりすれば農地の維持はできるということで、例えばそういう感じで、これですけど、OKということにいたしまして。人間的にちょっと先のこと分からないんであったんですけども、そういうことです。

《 会 長 》

はい。ありがとうございます。

続けてお願いします。

《河野秀雄委員》

失礼します。9番について説明をいたします。所有者の◇◇◇◇さんは◇◇◇◇ということもあり、◇◇◇◇君に土地の移転所有をお願いして、◇◇◇◇なので耕作をしやすいということで、何ら問題ありません。

《竹葉委員》

10番について説明します。◇◇◇◇さんは耕作できないため、◇◇◇◇する農地所有者の◇◇◇◇さんに耕作依頼し、所有権移転の話がまとまりました。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇農業に取り組み、経営拡大にも熱心で、何ら問題ありません。

11番について説明します。経営拡大を図りたい◇◇◇◇さんは、知人である◇◇◇◇さんの農地を所有権移転し、耕作するようになりました。◇◇◇◇さんは積極的に取り組まれており、何ら問題ありません。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）に基づき、森崎委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 員 ）

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。森崎委員の入室を認めます。

続いて、議案第5号宇和島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書18ページをご覧ください。

議案第5号宇和島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について、を説明いたします。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、同法第6条第2項において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を図るべく「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な事務として位置付けられました。また、同法第7条第1項において、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならないとされており、この指針は、全国農業会議所が示した指針案を参考として作成しております。指針につきましては、公表が義務付けされておりますので、今日の総会で承認されましたら、ホームページに掲載を予定しております。

第1、基本的な考え方でございますが、宇和島市は平地と中山間が混在し、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっておりますので、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められております。特に、中山間の果樹を中心とした地域には急傾斜地が多く、水田では狭小で水利環境も整備されていないものも多く、高齢化による農業者の減少や遊休農地の発生も懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、土地利用型の稲作が盛んな平地では、農地中間管理事業を活用し担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がありますので、指針として、具体的な目標と推進方法を定めるものです。

19ページをお開きください。具体的な目標と推進方法についてですが、まず、遊休農地の発生防止・解消については、今年度の4月の現状と、2026年及び2033年4月の目標を定めております。管内の農地面積、これは農林水産省が発表している耕地面積を参考に過去の減少率をもとに算出しております。この耕地面積に対して、今年度の割合0.5%を維持することを目標としております。発生防止・解消の具体的な推進方法は、農地法第30条に規定している農地利用状況調査の実施、農地中間管理機構との連携、現況に応じた非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。市、

農協、認定農業者等が組織する団体等との協力、情報の共有をして遊休農地の発生防止・解消に努めることとしております。

20ページをお開きください。2. 担い手への農地利用の集積・集約化については、過去の集積率の実績を基にして、新規で予想される利用権設定を想定した目標の集積面積を計算しております。担い手の育成・確保の総農家数は農林業センサスの数値を、担い手の認定農業者等の数値は宇和島市農林課と協議をした目標を定めております。具体的な推進方法は、地域計画の見直し。市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。担い手へ農地の集積ができていない農地は、利用権の再設定の推進を図る。中山間地域等、受け手が少ない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて新規就農の受け入れを推進するなど、①～⑤までを推進方法としております。

3. 新規就農の促進については、農林課と協議して、新規参入者数等の目標を定めております。具体的な推進方法は、関係機関との連携、新規就農の促進に関する情報収集に努め、フォローアップ体制の整備等、①～④までを推進方法として推進する事としております。

以上、宇和島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の内容について、概略を説明させていただきました。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

農業委員会等に関する法律第7条第1項にて指針を定めるよう努めなければならない、第3項にて指針の策定にあたっては農地利用最適化推進委員の意見を聞くよう、義務づけられています。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第5号宇和島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和6年3月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
